

議案第84号

第4次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和3年8月23日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

第4次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき議決を求めることについて

次のように第4次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき、甲賀市議会基本条例（平成25年甲賀市条例第33号）第11条の規定に基づき、議決を求める。

第4次甲賀市行政改革大綱

1 行政改革大綱の目的

自治体の行政経営においては、今後人口減少や超高齢社会を背景とした、市税収入の減少や社会保障関係経費の増大による影響を受けることが予想されます。更に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により人々の暮らしは一変し、その影響は、経済、社会、人々の行動や意識・価値観にまで波及しつつあります。

市は、社会情勢の変化に伴い経営資源が制約されることを前提に、社会構造の「縮充」への転換により、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、自己決定と自己責任により将来を見据えた行政サービスの向上を図っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「第2次甲賀市総合計画」（平成29年度～令和10年度）を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保し、行政改革の取組の方向性と方策を明らかにする、「第4次甲賀市行政改革大綱」を策定することとします。

2 行政改革大綱の位置づけ

本大綱では、総合計画第2期基本計画に示す「行政経営の方針」を推進するための方策を明らかにし、分野横断の視点による取組を推進します。

また、「特に注力すべき分野」である「徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営」が「7つのチャレンジ」を牽引するものとして位置づけ行財政資源であるヒト・モノ・財源・情報の「縮充」を図ります。

3 大綱の計画期間

令和3年度から令和6年度まで

4 本市の行政経営を取り巻く重点課題と対応の方向

(1) 地域コミュニティの衰退

- ・ 民間等の社会貢献とビジネスとの融合を図り、多様な主体の活動やノウハ

ウが公共的課題解決に活かされる仕組みが必要です。

- ・ 市民への積極的な情報提供と情報の共有により、市民の主体的な行動を促し、支援する仕組みが必要です。

(2) 財政基盤の弱体化

- ・ 社会情勢の変化に迅速に対応できる仕組みと財源や人的余力が必要です。
- ・ 公共資産の適正な管理の仕組みを整え、施設の集約化等により管理経費を抑制する必要があります。
- ・ 公共施設の効果的な活用と合わせ、使用料等の見直しや受益者負担の適正化を図る必要があります。

(3) 社会の変化と行政サービスとの乖離

- ・ 市が目指す市民像、目標像の実現のために、既成概念からの脱却と事務事業の見直しによって生み出した財源を、戦略的に配分する仕組みが必要です。
- ・ 組織横断的に職員の様々なアイデアが創出され、実行に移されていく風土づくりと仕組みづくりが必要です。
- ・ ICTやAIなど将来を見据えた新しい技術の導入により業務効率を上げ、資金や人的余力を生み出す必要があります。

5 本市の行政経営が目指す姿（基本方針と目標）

「6 第4次行政改革大綱の体系図」及び「7 柱となる方策」中、各項目指す姿のとおり

6 第4次行政改革大綱の体系図

【目的】 徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営	
基本方針と目標	柱となる方策
I 市民・地域・民間との共創による行政経営 (地域共生社会の実現)	1. 市民が主役のまちづくり
	2. 地域共生社会の構築
	3. PPP（公民連携）の導入促進
	4. 移住・定住の促進
	5. 説明責任と透明性の向上
	6. 新たな連携の検討
II 社会情勢の変化に対応で	7. 健全な財政運営の推進

	きる自立的な行政経営 (財政基盤の強化)	8. 新たな財源確保
		9. 公共資産マネジメントの推進
		10. 使用料等の適正化と公平性の確保
Ⅲ	未来を見据えた創造的行政経営 (行政サービスの質の向上)	11. 事務事業のビルド&スクラップ
		12. デジタル化による行政サービスの利便性向上
		13. 人材育成の推進と職員の適正配置
		14. 職員の意識改革と働き方改革
		15. プロジェクトチーム方式の活用

7 柱となる方策

(1) 市民が主役のまちづくり

目指す姿

- ① 地域課題に市民が向き合い、解決に向けた活動が活発に展開され、多くの市民が参画しています。

取組内容

- ① 中間支援組織の設立を支援するなかで、市民活動のスキルアップや資金調達、ソーシャル・ビジネス等に取り組む地域、団体等を支援します。
- ② 地域とNPO等のテーマ型組織等との連携・強化を図り、それぞれの役割分担を明確にしながら、協働による取組をコーディネートします。
- ③ 市施設の地域への譲渡や指定管理化を進めます。

(2) 地域共生社会の構築

目指す姿

- ① 人々が性別や国籍、障がいの有無、世代等を問わず、多様な文化や考え方を受け入れ共に認め合い、誰もが生きがいをもてる環境が創出されています。
- ② SDGsの理念のもと、経済・社会・環境の調和が図られ、市民に共生の精神が息づいています。

取組内容

- ① 地域の福祉支援の取組を拡大します。
- ② 多文化共生の推進のために、「やさしい日本語」の普及を図ります。

- ③ 福祉施策とコミュニティ施策の連携により、「支え手」と「受け手」の関係を超えて、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

(3) PPP（公民連携）の導入促進

目指す姿

- ① 公民連携手法の活用により最適な行政サービスが実現されています。
- ② 多様な主体による活動やノウハウが、公共的政策課題や地域における防災や環境、福祉などの課題解決に活かされています。

取組内容

- ① 甲賀市公民連携ガイドラインの策定により、行政施策の執行に際し民間活力の導入検討を必須とする仕組みを構築します。
- ② 地域公民館や防災センター、地域市民センター等の利便性向上のため、地域を主体とした指定管理者制度の導入などを検討します。
- ③ 民間の資金の投入を促進する中心市街地整備を検討します。

(4) 移住・定住の促進

目指す姿

- ① 忍者や陶芸をはじめとする本市の特徴ある魅力と「子育て」「しごと」「生活」など、住みやすさを市民が実感し、外部に広く発信され反響を呼んでいます。

取組内容

- ① 本市の特徴ある魅力と「子育て」「しごと」「生活」等の情報を総合的に発信します。
- ② 若者の活躍や交流を促進させる仕組みを創出します。
- ③ 民間事業者や団体と連携した空き家対策を進めます。

(5) 説明責任と透明性の向上

目指す姿

- ① 積極的な情報開示により市民への説明責任を果たし、政策決定の過程を適時、適切に公表し、透明性と公正性が確保されています。
- ② 行政と市民の架け橋となる機能や仕組みが強化され、相互コミュニケーションの手法が充実しています。

取組内容

- ① 市民が必要とする情報を広報紙・ホームページ・SNSや動画等でわかりやすく、タイムリーに更新し、効果的な情報発信をしていきます。
- ② 各種計画の策定等に当たっては、市民に対してのアンケートや相互コミュニケーション手法を活用し、市民の意見や要望を行政サービスに反映していきます。
- ③ 平時から情報弱者への情報伝達手段の確立を図ります。

(6) 新たな連携の検討

目指す姿

- ① 地域や自治体間・官民の枠を超えた多様な連携や、分野をまたがる施策の融合により、行政課題の解決に向けて相乗効果が得られています。

取組内容

- ① 企業や大学との連携や、海外都市との交流を活かした施策を推進します。
- ② 甲賀市単独で実施するよりも、近隣市町を生活圏と捉えた広域での実施により効率化が図れる事業について、連携した取組を進めます。
- ③ 分野を超えた行政施策の融合により相互に事業効果を高めます。

(7) 健全な財政運営の推進

目指す姿

- ① 大災害等の不測の事態に迅速に対応できる仕組みと、ヒト・モノ・財源・情報がストックできています。
- ② 収入に見合った支出を堅持しプライマリーバランスの均衡が取れています。

取組内容

- ① 中長期財政計画に基づいて、急激な社会経済情勢の変化や高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等、市の財政運営への影響に柔軟に対処できるよう常に検証し、健全財政の維持に努めます。
- ② 他団体との比較や資産・債務管理などによる中長期的な視点にたった財務書類の分析を行い、予算編成等への活用に向けた取組を進めます。
- ③ 第3セクターや市の財政支援団体の経営分析により基盤の強化を図ります。

(8) 新たな財源確保

目指す姿

- ① 職員の財源確保に対する意識が向上し、全庁的に新たな財源の確保に向けた知見が蓄積され、戦略的かつ効果的な財源確保策を導入しています。
- ② 他の自治体の先進事例の把握や民間等からの提案を受け付ける仕組みが創出されています。

取組内容

- ① 公共事業における民間の創意工夫や公共的サービスの導入を図り、制限となる規制の緩和を検討します。
- ② 他の自治体や民間等での事例、クラウドファンディングの活用など、新たな手法の研究により、戦略的な財源確保策の導入を検討します。

(9) 公共資産マネジメントの推進

目指す姿

- ① 公有財産の適正管理や統一的な視点による点検方法が確立し実行されています。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修や施設の複合化・集約化・解体が着実に実施され、長期的管理コストの縮減が図られています。

取組内容

- ① 公共財産の適正な管理の仕組みを構築し、公共施設等総合管理計画に基づく行動を着実に実行します。
- ② 公有財産の最適化や有効活用に向けた基準・ルールを検討し、地域との対話を踏まえて合理化を進めます。
- ③ 公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れます。

(10) 使用料等の適正化と公平性の確保

目指す姿

- ① 概ね3から5年間隔で全庁的な使用料の見直しを実施し、公共施設や行政サービスを利用する市民と利用しない市民の両者の立場から検証を行うことにより、「市民負担の公平性」を確保しています。

取組内容

- ① 受益者負担の原則に基づく公共施設使用料の見直しを検討します。
- ② 減免基準の見直しを検討します。
- ③ 下水道使用料の見直しを行います。

(1 1) 事務事業のビルド&スクラップ

目指す姿

- ① 事務事業の見直しによって生み出した財源や人的資源を、主要施策や強化すべき部門に戦略的に配分できています。

取組内容

- ① 事務事業やサービス水準の質や量、実施方法等の点検を行い、行政のスリム化・効率化を図ります。
- ② 新たな課題に対応するため、前例踏襲を是とせず、業務プロセスをBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）手法による抜本的な見直しを図り、余力（財源、時間）を生み出します。

(1 2) デジタル化による行政サービスの利便性向上

目指す姿

- ① 先端技術（AI・RPA等）の導入やICTの積極的な活用により、業務効率が上がり職員が中核となる業務に専念しています。
- ② 情報システムにおいてクラウド化が進み、標準化されることで経費削減が図られています。
- ③ 申請手続のオンライン化によりサービスの利便性が向上し、事務が効率化されています。

取組内容

- ① ビッグデータを活用した効率的な課題解決を図るとともに、情報システムのクラウド化・標準化への対応を進めます。
- ② システム整備等により、マイナンバーカード等を活用した行政手続きの簡素化やオンライン化を進めます。
- ③ ICT人材の育成、デジタル格差対策を推進するとともに、市民共有の財産である行政情報を適正に管理します。

(1 3) 人材育成の推進と職員の適正配置

目指す姿

- ① 人材育成基本方針に掲げる「目指す職員像」の実現とともに、全職員が目指す方向性を共有し、職階・職制ごとの役割を果たすことで組織力を最大限に発揮し、市民に寄り添う組織経営が行われています。
- ② 職員が地域活動に積極的に参画し、地域課題解決の当事者として関わっています。
- ③ 行政課題に対する専門的な知識を有する人材の登用が積極的になされています。

取組内容

- ① 人事評価制度の評価結果の活用を徹底し職場の活性化を図ります。
- ② 職員のコンプライアンス意識の徹底を図ります。
- ③ 職員の地域活動への参画を支援する仕組みを構築します。
- ④ 職員の費用対効果などのコスト感覚を強化します。

(14) 職員の意識改革と働き方改革

目指す姿

- ① 働き方改革の推進により、多様な働き方が取り入れられ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、職員のモチベーションと生産性が向上しています。

取組内容

- ① テレワークやサテライトオフィス、短時間就労など、場所や時間に制限されない多様な働き方の環境整備を進めます。
- ② AI・RPA等の導入により、業務の効率化を図ります。
- ③ ストレスチェック等の実施によるメンタルヘルスケアや運動習慣の定着など職員の健康づくりに取り組みます。

(15) プロジェクトチーム方式の活用

目指す姿

- ① 行政課題の解決に向け、組織横断的な議論により、職員の知識や経験を効果的に活かす政策形成がなされ、実行に移されています。

取組内容

- ① 複数の部局から横断的に参加するプロジェクトチームの設置により、

職員の知識や経験を活かした政策立案を行います。

- ② 「最小の時間で最大の効果」を創出する観点から、プロジェクトチーム方式による検討プロセスを最適化するため、先進事例や運営方法を研究・検証します。

議案第85号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年8月23日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のとおり市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

整理 番号	路線番号	路線名	起 点
			終 点
1	13790	梅が丘5号線	水口町梅が丘地先
			水口町梅が丘地先
2	13791	高塚12号線	水口町高塚地先
			水口町高塚地先
3	50360	しがらきニュータウン 5号線	信楽町中野字南垣外地先
			信楽町中野字南垣外地先
4	50361	しがらきニュータウン 6号線	信楽町中野字南垣外地先
			信楽町中野字南垣外地先
5	50362	しがらきニュータウン 7号線	信楽町中野字南垣外地先
			信楽町中野字南垣外地先
6	50363	しがらきニュータウン 8号線	信楽町中野字南垣外地先
			信楽町中野字南垣外地先

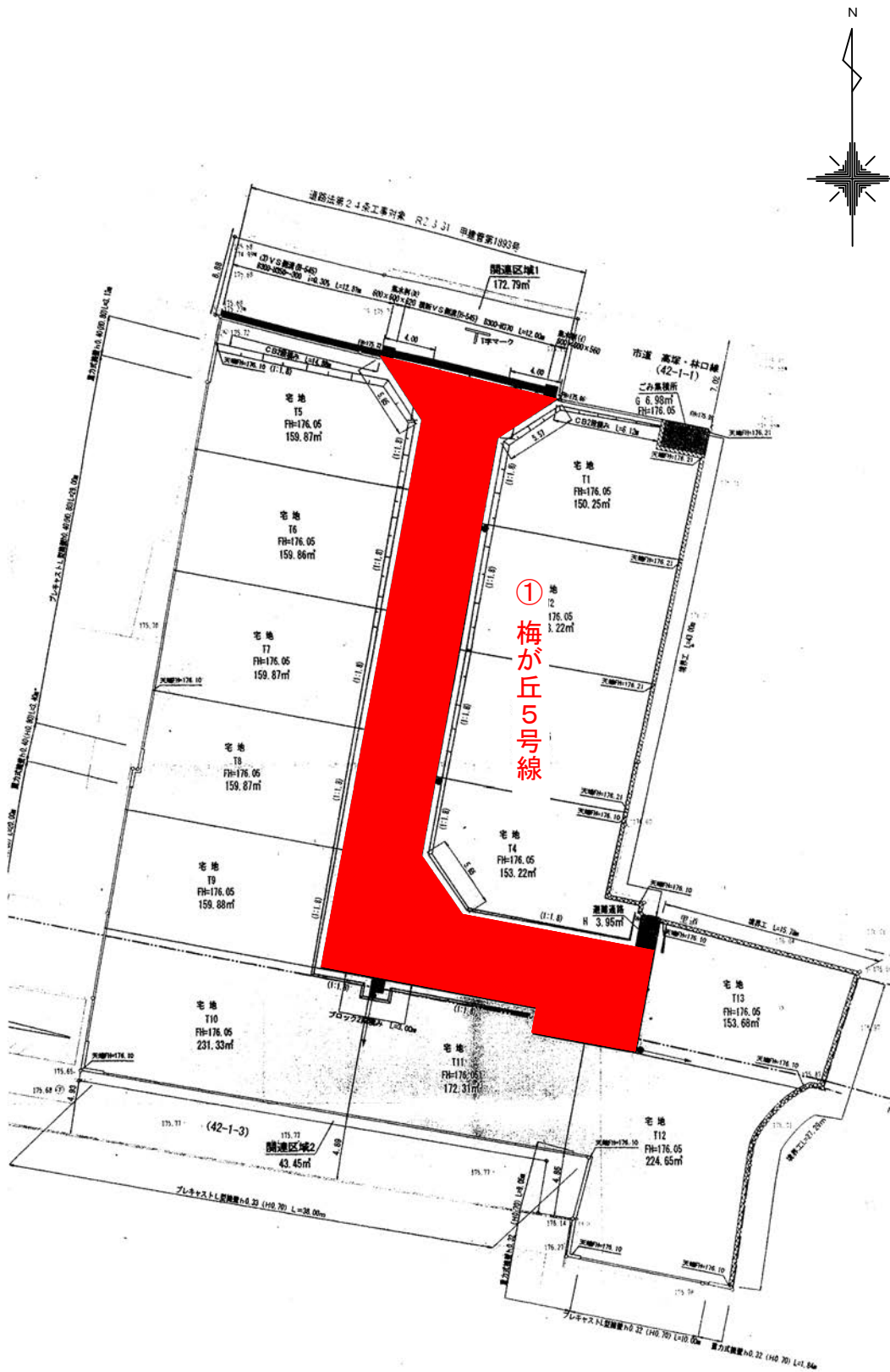
N

市道路線の認定 位置図



縮尺 S=1/10000

市道路線の認定 平面図



縮尺 S=1/500



縮尺 S=1/10000

